

洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある  
地下街等一覧

## 1 地下街等（水防法第15条第1項第4号関係）

No	地下街等の名称	所在地	洪水浸水想定区域			内水 浸水想定区域	高潮 浸水想定区域	所有者又は管理者
			安倍川	巴川	中小規模河川			
1	静岡紺屋町地下街	葵区紺屋町地内	○			○		紺屋町商店街振興組合
2	静岡市役所地下駐車場	葵区追手町5-1	○			○		市（管財課）
3	青葉通り駐輪場	葵区呉服町二丁目（青葉シンボルロード）	○			○		市（交通政策課）
4	地下駐車場エキパ	葵区黒金町地内	○					
5	紺屋町地下道	葵区紺屋町地内	○			○		市（葵南道路整備課）
6	江川町交差点地下道	葵区御幸町・追手町地内	○			○		
7	サウスポット伊伝パーキング	駿河区南町18-1（タワー棟）	○					サウスポット伊伝パーキング
8	松坂屋静岡店	葵区御幸町10-2	○			○		㈱松坂屋
9	静岡伊勢丹	葵区呉服町1-7	○			○		㈱静岡伊勢丹
10	駅ビルパルシェ	葵区黒金町49（駅ビル）	○					静岡ターミナル開発㈱
11	静岡パルコ	葵区紺屋町6-7（田丸屋ビル）	○			○		㈱パルコ静岡店
12	葵タワー	葵区紺屋町17-1	○			○		葵タワー管理組合法人
13	M20	葵区御幸町20番地	○			○		M20管理組合（M20中央管理室）
14	（株）バロー 清水高橋店	清水区高橋五丁目1-1		○	○	○	○	㈱バロー 清水高橋店

※ 但し、静岡市地域防災計画で定める地下街等の範囲は、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものとし、水防法に基づく浸水想定区域内の地下施設等であって、消防法第8条第1項に規定する防火対象物のうち、地階が消防法施行令別表第一1項、4項、13項イの用途に供されるもの（但し、所有者、管理者または占有者の利用に限られる場合を除く。）及び16の3項に規定する準地下街並びに建築物の地階が地下街、地下道及び地下コンコース等に接続するものとしている。